令和８年９月定例教育委員会 会議録

９月定例教育委員会を令和８年９月２９日（火）午前１０時００分　市役所３０１会議室に招集する。

◆出 席 者

教 育 長　勝村偉公朗

教育委員　教育長職務代理者 渡邉智治　　委員　木澤和子　　委員　野副紫をん

委員　吉野孝博　　委員　佐曽利吏佐　　委員　笠井尚

事 務 局　加藤教育部長

【学校教育課】 西村課長　　梅田主幹　　前田統括主査

森指導主事　　田中指導主事

【文化推進課】 阪下課長

【スポーツ交流課】 後藤課長補佐

【歴史まちづくり課】 渡邉課長

記録者　　学校教育課　山田

傍聴者　　０名

◆次　　第

１　開会

２　教育長報告

（前回会議録の承認）

３　付議事件の審議

第 25 号議案　犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について

４　通信及び請願

５　協議・連絡

（１）後援名義使用承認に関する報告

（２）１０月・１１月行事予定表について

（３）令和８年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について

（４）令和８年８月定例議会について

（５）「犬山おあしす（あいさつ）運動」標語入賞・優秀賞について

（６）議会の議決を経るべき事件

（７）いじめ防止に向けて

６　自由討議

７　その他

８　閉会

◆議事内容

	開　　会
教 育 長:	ただ今より９月定例教育委員会を開催します。

教 育 長:	**教育長報告** おはようございます。シルバーウィークも終わりました。ようやく秋の気配が感じられるようになってきましたが、しとしとと秋の長雨が続いているこの頃です。本日は定例教育委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。 先週の犬山中学校から後期の学校訪問が始まりました。またこの後日程でも出てくると思いますが９月、１０月、１１月は運動会、文化祭、それから宿泊行事や校外学習等様々な活動を学校は準備しています。実りの秋、読書の秋、スポーツの秋等何をするにも適した大きな成果が期待できる季節です。充実した教育活動を進めていく中で、子どもたちが更に成長することができるよう支援をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。 少し前になりますが、夏休み明けのところでは各学校に大雨による対応をお願いすることになりました。市としてもレベル４の土砂災害警報が出て緊急に備えたわけですが、子どもたちの安全や安心を最優先に考えると、思い切って臨時休校にしたり授業や給食をカットしたりすることも必要ではないかということを改めて感じました。その際には、ある程度先の状況を見通して、早い段階で判断をすることが求められるのではないかと思います。急に帰しても帰れない子がいたり給食の準備等いろんなことがあるので、先の状況を見据えながら対応を考えることが必要だと思いますが、何せ天気や災害の発生を的確に予想することは大変難しいので、例え空振りになっても、ここまでしなくてもよかったんじゃないかという事態になったとしても、安心安全を最優先して判断していくことが大事ではないかと改めて考えさせられました。今後も各校と情報共有しながら、あるいは関係機関とも連携を図りながら、子どもたちや保護者にとって最も良い対応になるように努めていきたいと思います。 いよいよ前期の締めくくりになりました。後期もすぐにスタートします。これからの犬山の教育の方向性にも繋がっていくように各校と連携や情報共有を進めながら、委員の皆様とも意見交換を図りながら今後も進めたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは９月の定例教育委員会を始めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
教 育 長:	**第２５号議案** 第２５号議案「犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
西村課長:	本年５月の定例教育委員会でお認めいただいた犬山市特別支援教育連絡協議会の委員１名について、交代が発生しましたので、改めてお諮りします。名簿の上から４段目にある城東中学校長の瀬上委員に変わ

	り、東部中学校長の小竹委員を新たに委員とします。
教 育 長:	ご意見ご質問ありますか。 では、第２５号議案「犬山市特別支援教育連絡協議会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
教 育 長:	**通信及び請願** 通信及び請願はありますか。
事 務 局:	ありません。
教 育 長:	**協議・連絡** 協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」、事務局お願いします。
阪下課長:	令和８年８月６日から９月９日の期間で犬山市教育委員会の後援名義使用を承認した事業は１５件ありました。内、新規事業が２件ありますので、新規事業について説明します。 №７「犬山チャレンジフェスタ」です。主催は犬山テニスクラブで、１０月１８日に開催されます。テニスの普及振興、テニスを通じた市民の健康増進、子どもの健全育成を目的とするものです。 №１０「歌声でつなぐ地域交流事業～元タカラジェンヌ 瀧川末子と音楽にふれあおう～」です。こじま音楽プロジェクト主催で、来年の３月７日に開催されます。音楽やダンスで芸術や人とのふれあいを体験し、市民交流創出、ステージでの発表で地域の魅力発信につなげることを目的とするものです。
教 育 長:	ご意見ご質問はありますか。よろしいでしょうか。これだけたくさん様々なイベントがあります。私もいくつか出るものがありますので、またご報告させていただこうと思っています。 では「１０月・１１月行事予定表について」、事務局お願いします。
森 指導主事:	１０月、１１月で７回の学校訪問があります。１０月１日の犬山北小学校の学校訪問から始まり、１１月９日の城東小学校の学校訪問が今年度最後の学校訪問になりますので、よろしくお願いいたします。 １０月９日に前期終業式、３連休を挟んだ後１０月１３日に後期始業式を行います。１０月、１１月には運動会やふれあい運動会が開催されます。また、校外学習や宿泊を伴った修学旅行といった行事、芸術関係の鑑賞会、その他にも中学校では職場体験や合唱発表会等様々な行事が計画されています。 定例教育委員会は１０月２９日、１１月２０日に開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。
吉野委員:	１１月２７日に城東小、今井小、城東中で交流授業とありますが、城東中を絡めてどういう交流授業が行われているのか簡単に教えていた

	だきたいと思います。
梅田主幹:	私がいたときは城東中学校と交流していなかったのでよくわからないというのが正直なところです。城東小学校と今井小学校の交流は年２回やっていて、今井小の子たちを普通に授業の中にポンと放り込んで授業を受けさせます。要は今まで少人数でしか授業を受けてこなかった子たちが、多人数の中の１人として授業を受けるとこんな感じなんだなあというような体験をまずさせていただくということで、特別扱いは決してしないでください、通常通りの授業の中で普通に当てていただいて結構ですというような形でお願いをします。とはいえ城東小学校の方はやはり交流というのを目的に受け入れてくださっているので、例えばレクリエーションだったり、体育の授業でドッチボールをやったり鬼ごっこをやったり、今井小の子たちが普段できないような多人数でできる体験を交流授業の中で取り入れてくださっています。今井小の子たちは正直行くのは嫌だなあと初めは言うのですが、そこで人間関係ができて、あの交流がすごく役に立ったということを中学生になってから話すので、やっぱりこの交流活動は非常に大事なものなんだなということを感じます。 今回城東中と書いてあるので、ひょっとすると中学校の方もそういうことがあるのかもしれません。
吉野委員:	小学校同士は、学校訪問の時にも簡単にお話を伺ったので何となくイメージは湧いていて、それを今詳しく説明していただけたのでよかったと思うのですが、中学校というのは前からやっていたのか、中学校と小学校の交流授業ってどんなものかというのが素朴に疑問でした。
教 育 長:	これまでだと２月頃の入学説明会の時、保護者の方が体育館で説明を受けている間に、子どもたちが教室の方に行って模擬授業を受けたり、中学生が６年生の子に向けて何か質問をしたりするようなことをやっていました。 今年度、実は私の方から中学校区での小中交流をこれまで以上に進めて欲しいというお願いをしました。最初に多分城中校区３校が取り組んでもらっているんじゃないかと思いますが、６年生の子が中学校の授業を見に行ったりというような形になるかと思います。ひょっとすると体育とか音楽等だと、小学校の高学年と中学校２年生あたりの子が一緒に授業に参加することも出てくるかもしれない。交流授業ということで、多分きっと見るだけではない形で、一緒にやったりするような場面が含まれているんじゃないかと思います。
吉野委員:	いずれにしても今回初めてということですか。
教 育 長:	そうだと思います。自分も見てみたいと個人的に思うので、委員の皆さん方ももしよろしければ、お時間取っていただいて見ていただければと思います。

渡邉委員:	犬中とか、南中とか東中もやる予定はあるのでしょうか。
梅田主幹:	確認します。
教 育 長:	元々城小と今井小とか、栗栖小と北小はやっていましたが、それをどう広げていくかということになると思います。南中や東中の校区では小規模校は池野小ぐらいですよね。栗栖・今井は交流があったのですが、池野はどこか別の小学校とやるということはこれまであまりありませんでした。今年自分の方から中学校区での連携を、小中の連続性一貫性を考えてぜひ交流を進めて欲しいというようなことを校長会において依頼しましたので、その辺を多分少し意識して実践してくれているんじゃないかと思います。
野副委員:	高校生が大学の授業を体験してこういうふうにやるんだというのを実感するのは、大学でも広報活動的にもすごくプラスが大きいんです。小学校と中学校は大幅に教室も方法も変わりますので、そういう意味でも中学に入ったらこんな授業を受けるんだよということプラス、こういう子たちが入ってくるというところで、小規模校の子たちが他の大規模校から来る子たちと関わることができるというのは、とても素晴らしいことだと思います。中学をイメージするということ、他の人たちとも知り合えるということ、２つのメリットがあると思いました。
教 育 長:	ありがとうございます。ぜひ他のところでも展開できるように、教育委員会の方からも各校へ働きかけていけたらと思います。 以前と比べると修学旅行等は割と春先に多かったのがコロナ以降秋にも実施する学校がたくさん出てきましたし、運動会もほぼ２回、中学校は４中学校同じ時期にやっていたのが分散してきました。気候とかいろんなことを考えての計画だとは思いますが。 先ほど冒頭でお話させていただいたように１０月、１１月はいろんな学校行事が目白押しです。子どもたちもこういう行事を通して育っていく部分も大きいと思いますので、見守っていければいいと思います。 よろしいでしょうか。 それでは「令和８年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。
西村課長:	経済的な状況が生活保護、または生活保護に準じる状況にある世帯の申請に基づき、就学援助の支給対象として認定された世帯の状況です。今回の認定は９月８日に実施しており、直近１か月の申請による４世帯４名に加え、前月まで資料不足等によって保留になっていた３名を合わせた７名の審査を行い、うち５名が認定になったものです。５名の内訳は全て小学生、うち外国籍の児童は２名です。
教 育 長:	よろしいですか。 では次に「令和８年８月定例議会について」、事務局お願いします。
加藤部長:	８月２８日から９月１８日までの会期で開催された令和８年８月定

	例市議会についてご報告します。 　教育部全体としては、一般質問以外では一般会計の補正予算が２件、特別会計の補正予算が１件、令和７年度の一般会計及び特別会計の決算の認定を１件上程し、いずれも可決、認定をいただきました。一般会計の補正予算では小学校１０校の体育館への空調設備の設置工事、中学校４校への空調設備の設置に係る委託費の補正予算を計上し、可決を得ましたので今年度中に小学校１０体育館全てに空調設備を設置します。また中学校は来年９月までの設置を目指して現在設計を行っています。 　一般質問では、市議会議員７人から９件１６要旨の質問について答弁を行いました。詳細は資料４をご覧ください。内容は多岐に亘っています。電子図書館導入の検討状況や吹奏楽部の地域展開の進捗状況、教員の精神疾患への対応、また史跡犬山城跡の管理運営について等の質問がありました。
野副委員：	７頁の教員の精神疾患についての質疑で、犬山市の休職、退職の人数が挙がっていますが、全教員の何パーセントぐらいが休職になっていますか。また８頁では、未然に精神疾患を防ぐためのいろんな取り組みの中でメンタルヘルスに関する研修を実施しているということでしたので、どんな研修をしていますか。復職後どんな対応をしているかについても書いてありますが、例えば企業だと時短勤務にするとか段階的な復帰をするとかいろんなプログラムがあります。なかなか一概に当てはめることはできないとは思いますが、もし復職のプログラム等オリジナルで考えているものがあれば教えていただきたいと思います。 　それから９頁で保健室機能について質疑がなされています。小学校への養護教諭支援が中学に比べると少ないということですが、その理由を教えていただければと思います。
西村課長：	順番にお答えします。 　まずパーセントについて。直近では令和７年度が休職３人ということでしたが、教職員数が４３４名なので０．６９パーセントです。過去５年の数字で一番大きかったのが令和４年度で１．１６パーセントです。だいたい０．７パーセントから１．１６パーセントの辺りという状況になっています。
野副委員：	文科省のデータを見てみたのですが、令和６年の公立学校の教職員の休職率が０．７７パーセントでしたので、同じくらい。退職された方も０．１パーセントぐらいということだったのですが、ほぼゼロできちっと皆さん復帰されて素晴らしいと思いました。全国平均と同じくらいということですね。
西村課長：	２点目のメンタルヘルスの研修について。学校では多くの教職員が働いていますが、公費で愛知県が負担している先生方と市費で負担している先生、また先生ではない方がいます。県費負担以外の方については市

	職員のメンタルヘルス研修を受け、県職の方は県の研修を受けています。市のメンタルヘルス研修は新規採用職員等に必ず受けてもらうことになっているもので、それに学校現場の先生方も参加していただくような形でやっています。非常にベーシックな研修で、どういうことなのか、どうして起こるのか、どのように防ぐのかというような基本的な知識についてのお話をさせていただいています。 ３点目の復職について。時短等を例示していただきましたが、正にそれをやっているところです。これは復帰の時の状況によりますので、こういった対応ができますよということについて案内をした上で、本人の状況に合わせて提案をさせていただきます。いきなりアクセル全開というわけにはいきませんので、復帰に向け徐々に、適宜対応させていただいている状況です。 最後の養護教諭の支援について。養護教諭はもちろん各学校に配置されていますが、子どもたちの人数によって何人配置と数が決まっています。犬山市内の学校の規模感ではどの学校も１人という状況です。その中で支援員という形で市独自で配置をしている人員です。各学校に配置できればいいのですが、そこは財政的な縛りのある中でどこから優先的に配置をしていくかという考えになります。その際に例えば思春期のことで問題になったり不登校ぎみの子であったり、いわゆる保健室への相談業務が多いのは比較的中学生であるということから、中学校に対して優先的な配置をしている状況です。今小学校は１人というところですが、特定の学校にずっといるのではなく、例えば巡回するような形でいろんな小学校に対して支援が行き渡るようにできないかという議会側からの提案がありましたので、そういった形での運用ができないかというのはこれからの課題だと認識しています。
野副委員：	保健室登校という生徒も結構いて養護の先生の負担がどんどん増えていると思うので、犬山市独自の施策として養護教諭の支援という担当をつけていてすごく素晴らしいことだと思います。可能な範囲で拡充していただけるといいなと思いました。
教 育 長：	学校からも、やっぱり養護教諭支援の増員の要望が多いです。でも、今まで小学校で使っていた特別支援の一部を少し中学校の保健室の業務にシフトしてもらってという形なので、これから先なかなか全部の学校へ人数を増やすということは難しいと思っています。普通教室の方で支援に当たっている人達の中で少し保健室の業務を手伝っていただくことができないかとか、学校を巡回することができないだろうかとか、学校と相談しながら何かいい方法を考えていけたらと思います。本当に養護教諭の業務というのは膨大というか、すごく強くなっているので、学校に１人しかいないというのはなかなか辛いし、宿泊学習についていってしまうと保健室を閉めなきゃいけないところが出てきてしまう。安

	心できるような体制が少しでも維持できるように考えていければと思います。
吉野委員：	精神疾患防止のところで、業務負担の偏り等を平準化したりということが書いてあります。今県費の方がメインで市の方が若干名という構成になっていると思いますが、県と市の教職員で業務はシームレスにシェアできるものなのか、モチベーションの違い等でうまくシェアできないということはないのか。例えば、市費の先生は市費の仕事があるから県費の人は手を出せないとか出さないとか、その逆とか、県費の先生が困っているときに市の予算で何とか、例えばトラブルで業務量が急増したときにフォローを入れることができるのかとか、その辺のフレキシビリティはどうなのか教えていただければと思います。
梅田主幹：	そもそも市費の方の勤務時間が違って、３時までで業務が終わる方もいます。その中でできることについては県費の方も市費の方もそう差はなく色々シェアしながらしていただいていると思いますが、それ以上の兼務となると、そこでの縛りはこちらとしてはなかなかお願いしにくい部分もあります。持っている仕事自体がそもそも違うというか。そういったところではちょっと差がある気はします。
吉野委員：	種別が違うということですか。それぞれでやるということですか。
梅田主幹：	基本的に市費の方は少人数の先生ということもあるので、少人数で指導していただく先生のお仕事については当然きちっとしていただいています。
渡邉委員：	要は、大きく分けたら市費は完全にコマを担当する教員で、県費の場合だと担任、副担任業務等もできるニュアンスでしょうか。
教 育 長：	そんな感じは確かですね。いわゆる事務的な仕事は市費の人たちが持っていて、子どもの指導に直接関わることは県費。でも、例えば県費の先生が急に体調が悪くなった時に、普通なら２つに分けてやるけれど今日は１つで市費の先生が授業やりますということは頻繁にされていると思います。
吉野委員：	共通業務の部分はシェアしてお互い助け合えている。
教 育 長：	それ以外の部分については、あまり市費の方々にはそういう業務が含まれていません。 ただこれは実際にあったことなのですが、県費で欠員が出た時、理科の先生が急遽足らないということで、市費では本当は数学の先生を取るところ理科で取ったことはありました。上手に市の教育委員会と学校とで情報交換したり、その時その時の状況に応じて柔軟な対応はできると思います。先程の養護教諭ではありませんが、養護教諭がいない時は２人いる養護教諭が学校を緊急的に回ったり、完全にシームレスとはいかないかもしれませんが、相互に助け合いながら補いあうことは、これまでも単独でなく近隣の学校等も含めてある程度やってきていると思っ

	ています。それ以外はどうしても基本的な勤務時間等の違いというのはやはり大きいので、本当はここで打ち合わせがしたいけれどなかなかそうはいかない、時間が持てないとか、そういうのもずっと課題としてはあります。
吉野委員：	制度の中で、できる限りの融通を利かせていただいているということですね。
佐曽利委員：	夏休みの居場所づくりについて、答弁の中で「来年の夏休み前に情報を集約して提供」とあります。提供できることとして、地域にもちろん色々な活動をしている方々が既にいらっしゃるという状況も１つ。市民総合大学や子ども大学等もありますが、それが子どもや若者向けの生涯学習に触れる機会というのは、事業を単発で設けるとちょっと何か違うような気もします。子ども大学は受け付け以降参加する機会が少ないという印象ですし、市民総合大学は夏休みの期間等に子どもたちが社会と繋がるいい機会ではあると思いますが、大人向けです。多分学習する場所として地域に何か設けたり取り組みがされていると思いますが、既に企画が走っているのか、何か情報はありますか。
阪下課長：	いわゆる物理的な箱ではなく、ソフトウェアの部分で子どもが参加できる機会の拡充が進んでいるかといったお話になるかと思います。 子ども大学や市民総合大学は生涯学習の機会として、特に子ども大学はお子さんをターゲットとして、市民総合大学はもちろんお子さんもターゲットとしてメニューを考えてはいますが、実態としては１０代の参加は非常に少ない状況です。今まさに来年度の事業の企画をしているところで、引き続き子ども向けというところは、私としても話はしながら考えているところです。子ども大学は土曜日にそれぞれの事業で８回から１０回ぐらい講座を展開するので、もしかすると毎週いけるわけじゃないな、ちょっと機会が少ないなと思われるかもしれません。今後は部活動が地域展開していく中で、吹奏楽は吹奏楽で進めていますが、他の美術とか、文芸、芸術といったところも対象になるので、ちょっとニュアンスが違うかもしれませんが、中学生はそういった活動の場みたいなものも子ども大学の枠組みとして考えていかなければならないと思っているところです。ただ、子ども大学も委託してやっているので、キャパとして受け入れできるかどうかというのもあります。また、行政だけでやるとどうしても限界があって、以前後援名義使用承認の報告でも紹介しましたが、夏休み期間中の１０日間ぐらい、民間事業者の建物でいろんなクラフトができるよと実費だけで参加できるようなこともしていただいています。町内の方でも橘爪中町内では日中子どもたちが活動できる場所として公民館を使い、そこに名経大の方が参加して子どもと交流をしていました。 行政だけじゃなくて民間事業者と地域というところでも、こういった

	活動は進んでいると感じますので、可能ならそういった情報も把握して、併せて発信できるといいかなと思います。
佐曽利 委　　員:	やっぱり地域と繋がるきっかけにはいい時期だと思います。何かに興味を持つとか、探求学習の芽を拾う機会とか、大人を知る機会にも繋がるといいなと思います。
教 育 長:	普段から佐曽利委員とよくお話をするのですが、中・高生は情報獲得困難者になっていないかと。発信を受けようがないんですね。小学校中学校は学校を通じてですが、高校生になるとなかなか。だから１６歳から２０歳あたりの子たちにどうやっていろんな情報を届けていくかというのは課題じゃないですかと以前ご指摘いただいたことがあって、確かにそうだなと感じました。
木澤委員:	今のお話、私も以前そんなこと感じました。だいたい１８歳まではいいけれど、そこから先は何か障害がない限りどことも繋がらないというのはどうなんでしょうねと聞いたら、それをやるのが青少年センターだよと、そこで相談に乗ったり発信してるよと聞きました。その辺との連携も教育部の中にはあると思いますが、なかなか私たちも知るところがなかった気がします。それが今どうなっているのかと思って。
教 育 長:	そうですね。センターの相談は多いですね。
阪下課長:	例えば相談は基本的には相談窓口がメインであって、あと犬山市青少年問題協議会等で啓発しています。併せてそういった事業発信をできるところや内部相談の中でこういうイベントがあるよとリンクできるといいなと思いました。
教 育 長:	たくさんご意見を出していただきありがとうございます。対応できるものについては、また対応して参りたいと思います。 では次に「犬山おあしす（あいさつ）運動」標語入賞・優秀賞について、事務局お願いします。
阪下課長:	主催は犬山市青少年健全育成市民会議で、小学校４年から６年生を対象に「犬山をあかるくする　あいさつ」をテーマとして、学校を通じて標語を募集しました。応募総数は１，３９３点。昨年と比べると１００点程少ないのですが、それでも１，０００点を超える応募をいただいています。標語の審査結果は優秀賞１８点、入賞が優秀賞も含めて６３点です。これらの作品は、１０月４日に文化会館で開催される「あつまれいぬやまっこ！うきうき大行進」で表彰する予定です。また、優秀賞については、「会報おあしす」の下の帯に１年間通して順に掲載し、啓発に活用させていただいています。次頁に心洗われる標語の数々がありますので、ご覧いただければと思います。
教 育 長:	我々が学校へ出向いても犬山の子はよく明るく挨拶をしてくれますので、こういった取り組みがそうした姿に反映しているのではないかと感じているところです。

	よろしいですか。 では次に「議会の議決を経るべき事件」、事務局お願いします。
	〈非公開〉
教 育 長:	続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明した。 特に意見はなかった。
	自 由 討 議
教 育 長:	これまでも少し触れてきましたが、学校教育の取り組みが大きな転換を迎えています。これまで犬山の教育施策の一丁目一番地として進めてきたいわゆる少人数学級少人数授業について、子どもたちの数がどんどん減っていく中、どういう形で継続したり発展させていったらいいのか、今事務局とも考えているところです。 「授業改善犬山プラン」という大きな人的配置の枠組みがありますが、そこの中で養護教諭や支援員にシフトをしていく、枠の中にいるいろんな業種の先生たちの割合を、学校の要望や状況に応じて変えていくことを考えています。小学校では、少ない学級だと１学級２７人とか２０数人です。もちろん２０人いないような小さな学校もありますが、そういうところは少人数授業をしていないと認識しています。２５人しかいない学級で少人数を続けていくことはどうなのかということを改めて考え、数字としてこの人数で区切るということはあまりしたくないとは思いますが、子どもたちが減っていく中での少人数学級や少人数授業、それとともに新しい地域に根差した探求的な学習を進めていく上で、逆に教育委員会として人的に支援できることがあれば、そういったところも見直していくことが必要かなと感じています。各学校に委ねる部分はあっていいと思いますが、大きな方向性として犬山がどのように考えていったらいいのか、教育委員会だけではなく学校現場、保護者、引いては子どもたちからも意見を聞きながら、大きなベクトルを作っていければと思っているところなので、また色々とご意見をいただくことになると思います。 学習指導要領が変わるということも１つのきっかけとして、何か大きな転換に対応していけるだろうなと思っていますので、よろしくお願いいたします。このことについて何かあれば、この場でなくても構いませんので、ぜひご意見をお聞かせいただければと思います。
	そ の 他
教 育 長:	来週からは後期の学校訪問も始まりますし、１１月６日には丹葉地方教育事務協議会の研究発表会もあります。委員の皆様方にはお忙しい中大変ご足労をお掛けいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。
	閉 会

教 育 長:	これをもちまして、９月定例教育委員会を終了（１０：５８）させていただきます。

【次回開催】定例教育委員会 １０月２９日（木）１０時　３０１会議室